

## 第6回船橋市動物愛護管理対策会議議事録

平成30年12月5日（水）

船橋市保健福祉センター3階健康診査室

### 【議題】

#### ○開会前

1. 委嘱状交付
2. 委員紹介
3. 保健所長あいさつ
4. 事務局・職員紹介
5. 運営について

#### ○開会後

1. 会長の選任
2. 副会長の選任
3. 船橋市動物愛護管理対策会議第1回から第5回までの会議概要
  - ・船橋市動物愛護管理対策会議の意見取りまとめについて
4. 今後の検討事項について
  - ・動物の愛護及び管理に関する法律の概要
  - ・船橋市の動物愛護管理行政の取組みと課題
5. 次回の会議について
  - ・船橋市の動物愛護管理をめぐる主な課題検討スケジュール（予定）

### 【開会前】

#### 1. 委嘱状交付

保健所長より、委員に対し、委嘱状の交付を行つた。

本日、南川委員が欠席する旨報告があつた。

#### 2. 委員紹介

各委員から、自己紹介があつた。

- ・泉谷清次委員（船橋市自治会連合協議会副会長）
- ・平川道雄委員（船橋市自治会連合協議会副会長）
- ・中村千香子委員（京葉地域獣医師会会員）
- ・駒田房江委員（公益社団法人日本愛玩動物協会千葉県支所長）
- ・石川里世委員（公募市民）
- ・宮里昌子委員（公募市民）
- ・森朗委員（前船橋市動物愛護管理対策会議会長）

#### 3. 保健所長あいさつ

○保健所長 委員の皆様方におかれましては、このたび、船橋市動物愛護管理対策会議の委員にご就任をいただいたこと、日頃本市市政に対するご支援ご協力をいただいていること、また本日は、ご多忙の中、第6回目の会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。

会議開催にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。

船橋市動物愛護管理対策会議につきましては、動物の愛護及び適正飼養の確保を図り、行政、獣医師、自治会、地域住民、動物愛護団体等の各主体が協働して人と動物の共生するまちづくりを目的として、

本市の動物行政における効果的な対策と推進の方策を検討するため、平成28年2月に設置し、前回の会議までに、本市の「動物愛護管理行政における課題」や「飼い主のいない猫対策」等について、中間的なご意見を取りまとめていただきました。

本日は、新しく委員を委嘱し、初めての会議となります。引き続き、本市の「動物愛護管理行政における課題」等について、限られた時間ではございますが、それぞれご専門の立場から活発なご議論をお願いしたいと思います。

最後に、今後とも本市の動物愛護管理行政へのご協力をお願いいたしまして、6回目の会議開催の挨拶とさせていただきます。

.....

#### 4. 事務局・職員紹介

保健所長、保健所理事、保健所次長、衛生指導課職員、動物愛護指導センター職員の紹介があった。

.....

#### 5. 運営について

- 衛生指導課長より、
- ・当会議は、船橋市動物愛護管理対策会議設置要綱に基づき、運営すること、
  - ・会議の公開・非公開については、所管課長である衛生指導課長において、公開とすること、会議録は公開しホームページ掲載すること、
  - ・傍聴者定員を5人としたこと及び本日1人の傍聴者がいること、
- 以上の報告があつた。
- 

[傍聴者入室]

## 14時12分開議

船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱第4条の規定により、会長選出までの間、所管課長である衛生指導課長が代行して、会議進行の職務を行う。

## 1. 会長の選任

中村委員より、森委員を推す発言があり、全員異議なく、森委員が会長に決定した。

.....

○森会長・あいさつ 只今ご推薦いただきまして、会長を務めさせていただくことになりました。前回も会長ということで、まとめのお手伝いをさせていただいたのですが、今回この会議について、駒田委員が前回から増え、一人委員も増えておりますので、より活発な意見が出てくるのではと思います。つたない会長ということで上手くできるか分かりませんが、皆様にご協力いただきながらやっていきたいと思います。皆様よろしくお願ひします。

.....

衛生指導課長に代わり、森会長が会議進行の職務を行う。

-----

## 2. 副会長の選任

平川委員より、中村委員を推す発言があり、全員異議なく、中村委員が副会長に決定した。

.....

○中村副会長・あいさつ 只今ご推薦により副会長を仰せつかりました中村と申します。

引き続き、船橋市の動物行政において様々な課題がございますので、効果的な方策を検討するために、皆さまからご意見を頂戴しながら、有意義な会議となりますように努めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

-----

## 3. 船橋市動物愛護管理対策会議第1回から第5回までの会議概要

## ・船橋市動物愛護管理対策会議の意見取りまとめについて

## 〔説明〕

○動物愛護指導センター主任技師 資料1-1をご覧ください。船橋市動物愛護管理対策会議は、動物の愛護及び適正飼養の確保を図り、行政、獣医師、自治会、地域住民、動物愛護団体等の各主体が協働して人と動物の共生するまちづくりを目的として、本市の動物行政における効果的な対策と推進の方策を検討するため、平成28年2月に設置した。

第1回会議は、船橋市動物愛護指導センターの業務について、市の動物愛護行政における課題について協議いただいた。

第2回会議は、本市の地域猫活動やTNR事業について事務局から説明を行い、協議いただいた。

第3回会議は、引き続き、飼い主のいない猫対策について事務局から説明を行い、協議いただいた。

第4回会議は、本市の地域猫不妊手術助成金の交付制度（地域猫活動団体登録制度）の検証について事務局から説明を行い、協議いただいた。

第5回会議は、委員の皆様が任期内の最後であり、ここまで議論を取りまとめていただいた。

取りまとめについては、資料1-2をご覧いただきたい。

平成30年1月26日付け、船橋市動物愛護管理対策会議森会長から、「船橋市動物愛護管理対策会議意見取りまとめについて」として、「平成28年2月1日に発足した船橋市動物愛護管理対策会議は、船橋市の動物愛護管理行政における効果的な対策と推進の方法の検討を目的に設置され、これまで5回にわたり議論を重ねてまいりましたが、平成30年1月31日をもって任期が終了することから協議内容を取りまとめました。なお、意見については協議が不十分な部分もありますので、引き続き次期会議にて検討をお願いいたします。」と、下記のとおり取りまとめられた。内容は、配布資料のとおりであるが、項目を読み上げる。

## 1 飼い主のいない猫対策について

- (1) 地域猫活動の評価について
  - (2) 地域猫活動の団体登録制度について
  - (3) 不妊手術実施事業について
  - (4) 今後の対策について
- 2 飼い猫の屋内飼養の徹底について
- 3 動物愛護指導センターの業務について
- 4 その他今後の検討事項について
- (1) 狂犬病を含む動物由来感染症について
  - (2) 災害対策について
  - (3) 多頭飼養について
- 以上のように取りまとめていただいた。
- まだ協議が不十分な部分や、協議できていない課題があるので、引き続き検討をお願いしたい。
- .....

[質疑]

○平川委員 第2回と第3回の会議で、所有者のいない猫というのと、飼い主のいない猫という書き方をしているが、何か違いがあつて区別しているのか。

○動物愛護指導センター主任技師 当時の議事から抜き出しており、同じ意味だが表現が異なっている。

○森会長 前回までにかなり生煮えのところがある。行政と船橋市民の方がどのように動物愛護事業にかかわっていくか、動物由来感染症、多頭飼養問題等、詰め切れていないところが多々あったので、前回までの内容を足掛かりに、当委員会の中で良いアイディアが出てくれればと思う。

○石川委員 飼い主のいない猫対策について、今も継続してTNR活動を近所で行っているが、TNRまでして、その後の問題、ご飯あげ、トイレの問題、活動している場所、私の場合は神社であり、場所は決まっているのでお世話しやすいのだが、住宅街の色々なところをテリトリーにする猫は、どう対策していくたら良いか私も分からぬ状態である。動物が苦手な方もおり、その方にもどうご理解していただか、理解していただくのは難しいかも知れないが、どのようにうまくやっていけるかというのを、たたき台を作ると言うのもたぶん難しいと思うが、やはりなにか決めておかないと共生するのは難しいと常々思っている。

○森会長 たしかに、町会自治会とTNR実施者の方と行政との協働の仕方は5回の会議でだいぶ議論されたが、なかなか良いアイディアが出てこなかつたところではないかと思っている。

駒田委員いかがか。今までやつてきたことを見えていただき、今後これに対してどうやつたら良いということがあるかと思うが。

○駒田委員 私も今日初めてであり、事前に送つていただいた資料に少し目を通させていただいた程度なので、先輩委員たちが、色々なご検討をされていくと思うが、今の石川委員の話しを受け取って話をすると、色々な、地域猫さん、餌やりさん、ボランティアさん達がやつていて、上手くいっているケースは、実は猫があまり好きではない方が中心になつてやつているところである。猫が好きな方は、どうしても猫ファーストになつてしまい、猫がかわいそうだとか猫が中心になるので、さつき仰っていたように、猫が好きではない方には受け入れがたい。「だってそんなことやつたら猫がかわいそうじゃない。」と言つてしまつた時点で好きでない人にとっては、もうシャットアウトされてしまう。逆に、とても上手くいっているケースというのは、「家の前に糞がいっぱいしてあって困る、猫が入ってきて困る、花壇が荒らされて困る、家は猫嫌いだから、アレルギーだから、猫が入つてこないようにして欲しい。」と猫の被害に困っている方が声を上げてくださると、じやあどうすれば良いかという話になり、皆でちゃんと管理していこう、入らないようにしていこう、トイレはちゃんと設置していこう、ちゃんと片付けていこう、そういう中から色々な方が集まってトイレの掃除は私がする、餌やりは私がする、その代りこっちの家には入らないようにしていきましょうというケースがやっぱり上手くいくと思う。ボランティアが、猫が猫がというと、失敗するケースの方が圧倒的に高い。

○森会長 ありがとうございます。こういう意見は今回委員から初めて受けた。一つのアイディアというか、これから進めていく中で、それをどういうふうに生かしていくかということでおろしいでしょう

か。

○駒田委員 そうですね。はい。

#### 4. 今後の検討事項について

##### ・動物の愛護及び管理に関する法律の概要

[説明]

○動物愛護指導センター所長（スライドを掲示して説明）

資料2をご覧ください。

動物の飼い主は、動物が健康で快適に暮らせるようになるとともに、社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任がある。

飼い主もペットも地域社会の一員として、日頃から、周囲の人への配慮が必要である。

動物行政における対策を検討する上で、まず、原理原則である、動物の愛護及び管理に関する法律について抜粋して説明する。

第1条では、動物の愛護及び管理に関する法律は、人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とし、「愛護」と「管理」を2つの柱としている。

動物の虐待や遺棄を防ぎ、動物の適正な取扱いや動物の健康と安全を守ることを通じて、命を大切にする心豊かで平和な社会を築くとともに、動物をただ可愛がるだけでなく正しく飼養し、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害や、騒音や悪臭等生活環境の保全上の支障を防止することを目指している。

第2条の基本原則では、すべての人が「動物は命あるもの」であることを認識し、みだりに動物を虐待することのないようにするのみでなく、人間と動物が共に生きていくれる社会を目指し、動物の習性をよく知ったうえで適正に取り扱うよう定めている。

第3条は普及啓発として、国や地方公共団体は、学校や地域、家庭等への教育活動、広報活動を通じて、動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を推進している。

市では、小中学校で動物愛護管理教室や犬猫のしつけ方教室等を開催している。

第7条の動物の所有者又は占有者の責務等では、動物の飼い主は、動物の種類や習性等に応じて、動物の健康と安全を確保するように努め、動物が人の生命等に害を加えたり、迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。また、みだりに繁殖することを防止するために不妊去勢手術を行うこと、動物による感染症について正しい知識を持ち感染症の予防のために必要な注意を払うこと、動物が自分の所有であることを明らかにするための措置を講ずること等に努めなければならない。なお、動物の所有情報を明らかにするためにマイクロチップ等の装着を推進している。

第9条は地方公共団体の措置として、条例の定めにより動物の飼養や保管について動物の所有者等を指導することを求めている。

これを受けて船橋市では、「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」において、飼い主の責務や飼い主の遵守事項等を規定している。

第25条は周辺の生活環境の保全等に係る措置として、多数の動物を飼うこと（多頭飼養）によって周辺の生活環境が損なわれていたり、動物が虐待を受けるおそれがある場合、都道府県知事等はその飼い主に対して必要な措置をとるよう勧告や命令を行うことができる。

周辺の生活環境が損なわれている事態として、多頭飼養による臭い、鳴き声、毛や羽毛の飛散、糞尿、ネズミや昆虫の発生等により、複数の周辺住民の生活環境が損なわれていることがあげられる。

また、動物が虐待を受けるおそれのある事態として、多頭飼養による動物の栄養不良、異常な鳴き声、爪の異常な伸びや体表の汚れ、繁殖による数の増加等、動物が衰弱していることがあげられる。

飼い主の世話ができる数以上に犬や猫を増やしてしまい、ついには世話ができなくなり破綻してしまう事例、すなわち多頭飼養の崩壊が、大きな社会問題になっている。

第35条では、犬及び猫の引取りについて定めており、都道府県等は、犬及び猫の引取りを行うとともに、道路、公園、広場、その他の公共の場所において発見された負傷動物等の収容を行う。

法第35条第1項では、所有者からの引取りを規定している。

平成24年の法改正により、所有者から引取りを繰り返し求められた場合等は引取りを拒否できる規定が加わった。

法第35条第3項では、所有者不明の犬猫の引取りを規定している。

第1項にある引取り拒否の規定は、第3項には準用されないが、環境省によれば、「法第35条第3項において、所有者不明の犬猫について拾得者等からの引取りの義務を自治体に課しているが、実際には、平成24年法改正時の衆参両院の環境委員会附帯決議等に照らし、多くの自治体が拾得者その他の者からの所有者不明の猫の引取りを拒否する運用を行っており、法の規定と乖離した状態となっている。所有者不明の犬猫の引取りを義務化しているのは、野良犬や野良猫、あるいは飼い主からはぐれた犬猫を放置しておくと、野外で繁殖等をおこない、動物による人の生命、身体、財産や生活環境への被害が生じるおそれがあるためでもあり、主として動物の管理の趣旨である。」と説明されている。

船橋市においては、現行法の規定に基づき所有者不明の猫の引取りは拒否していないが、引き取る際には、猫の所有者又は占有者を確認しつつ関係者の意向も踏まえた上で、引取り後に譲渡の機会が得られるようできる限り努めている。

#### ・動物の愛護及び管理に関する法律の概要

[説明]

○動物愛護指導センター所長（スライドを掲示して説明）

船橋市の動物愛護管理行政の取組みと課題について説明する。資料3をご覧ください。

スライド2ページは、船橋市の動物愛護管理行政の取組みと課題をまとめた表である。

所有者のいる犬猫と所有者のいない犬猫に分類し、さらに飼養場所を屋内と屋外に分け、問題点、現況と取組み、市の課題をまとめている。

問題点、市の課題について、赤色の部分は「所有

者の判明しない猫問題」、青色の部分は「所有者の適正飼養」、緑色の部分は「市の普及啓発」、紫色の部分は「動物愛護指導センターの業務」と色分けして分類している。

所有者のいる犬猫で屋内飼養の動物については、多頭飼養、犬の散歩時の糞尿の処理、狂犬病予防法に基づく登録・注射の未実施、所有者明示の未実施、災害時の対応等の問題点があげられる。

これに対し、市では適正飼養の普及啓発、所有者の指導、多頭飼養者の訪問指導を行っている。また、平成30年7月に京葉地域獣医師会と災害協定を締結した。

市の課題として、市民への効果的な周知方法、多頭飼養者を事前に把握する制度がない、適正飼養に関する指導、災害ボランティアの受け入れの検討があげられる。

所有者の判明しない犬猫については、屋外にいる時点では、「所有者あり」と「所有者なし」の区別がつかない。

屋外で飼養されている犬猫の問題点については、繁殖や糞尿被害等があげられる。

市では、適正飼養の普及啓発、指導、犬の捕獲、所有者の判明しない犬猫の引取り、地域猫活動や所有者のいない猫の不妊手術を行っている。

市の課題として、引き取った動物の返還や譲渡の課題、地域猫活動で飼育管理されている猫による被害の責任の所在、飼い主のいない猫の効果的な不妊手術実施体制があげられる。

スライド3ページからは、赤で色付けした部分の「所有者の判明しない猫問題」について詳細に説明する。

第5回までの会議において、所有者の判明しない猫対策について主に協議していただき、中間的な取りまとめとして、引き続き検討、協議が必要とまとめられている。市としても、所有者の判明しない猫対策については、課題が残るところであるので、引き続きこの課題について、まず検討協議をお願いしたいと考えている。

資料には、所有者の判明しない猫による被害と対

策の概要を図示している。

猫の屋外飼養や給餌により、猫が外で繁殖し、猫が増加する。それにより、糞尿、鳴き声、住居・庭園・畠侵入等の被害が発生し、環境が悪化することに繋がる。

市では、これらの問題に対し、適正飼養の普及啓発・指導、TNR事業、法第35条に基づく引取り、地域猫活動の対策を講じている。

続いてスライド4ページは、所有者の判明しない猫対策の「TNR事業」、「地域猫活動」、「引取り」の課題について列挙した。

文字が小さいため、別添に大きく印刷した資料を用意したのでご覧ください。

TNR事業についての課題として、

- ・申請者が町会自治会、地域猫活動登録団体のみであり、個人やグループで申請できない
- ・猫の捕獲が難しく、指定期日に搬入できない
- ・猫の捕獲や運搬に協力してくれる人（ボランティア）の不足
- ・不妊手術実施場所（診療施設）が限られている
- ・事業に対する効果の検証

があげられる。

地域猫活動についての課題として、

- ・活動団体の登録制度
  - －猫による被害の責任の所在が不明（市、活動者）
  - －登録するための条件が厳しい
- ・登録団体の減少
  - －活動に協力するボランティアの不足
  - －活動者の高齢化
- ・猫の管理
  - －置きエサや地域住民に迷惑がかかる場所での給餌
  - －トイレ以外の場所の排泄物の未処理
  - －猫が捕まらず不妊手術できない
  - －活動目的を猫のための活動と誤認

・地域の合意

- －活動の周知不足
- －地域の理解、協力を得ることが難しい

があげられる。

引取りの課題については、引取り後の処分等につ

いて分類し、返還の課題として、

- ・所有者明示が無い
- ・マイクロチップが装着されていても、所有者情報の登録が無い

譲渡についての課題として、

- ・人に懐かない猫、高齢な猫等は譲渡先が見つからない
- ・譲渡者の不足
- ・譲渡ボランティアの多頭飼養

殺処分についての課題として、

- ・感染症のある猫、攻撃性のある猫等は、やむを得ない場合は殺処分せざるを得ない

また、収容後新しい飼い主がなかなか見つからない場合は、動物愛護指導センターで長期飼養することとなる。現在最長で、平成27年6月1日に収容された中型の雑種犬がいる。長期飼養する場合の課題は、

- ・収容場所、人、予算の確保
- ・適切な飼養環境の保持

があげられる。

続いて、スライド5ページでは、地域猫活動とTNRについて、環境省「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」によれば、

地域猫活動は、

- ・地域の環境問題として、猫に起因する迷惑を防止するための活動
- ・地域のルールに基づいて適切に猫を飼育管理し、将来的に飼い主のいない猫をなくすことが目的

TNR（Trap：捕獲 Neuter：不妊去勢手術 Return：元の場所に戻す）は、

- ・繁殖抑制
- ・自然淘汰で数を減らしていくことが目的

と定義されている。

続いて、スライド6ページは、地域猫活動とTNRのそれぞれの目的で、同じく環境省のガイドラインによれば、地域猫活動は、

- ・これ以上猫を増やさない、餌やりによる迷惑を防止する
- ・地域住民と飼い主のいない猫の共生をめざす
- ・将来的に飼い主のいない猫をなくしていく

- ・野良猫によるトラブルをなくす
- ことが目的とされているのに対し、TNRは、
- ・不妊去勢手術を行って飼い主のいない猫の繁殖を抑える
- ・自然淘汰で数を減らす
- ことが目的とされている。

続いて、スライド7ページでは、地域猫活動とTNRの活動について、同じく環境省のガイドラインによれば、地域猫活動は、

- ・地域の合意
- ・活動のルール作り
- ・エサやり（給餌の管理）
- ・トイレの設置（管理、トイレ以外の場所の排泄物の処理・清掃）
- ・不妊去勢手術（TNR）
- ・猫の管理（数、個体識別、健康状態の把握）
- ・猫の譲渡（飼い猫化）

TNRは、

- ・猫の捕獲
- ・不妊去勢手術の実施
- ・手術した猫を元の場所に戻す

とされている。

続いて、スライド8ページは、地域で猫を飼育管理する場合の問題点についてまとめた資料です。前のスライドで説明したとおり、地域猫活動において、地域の合意形成、活動のルール作り、エサやり、トイレの設置や周囲の清掃、不妊去勢手術、猫の管理等の活動がある。

それぞれの活動について、資料に示すように活動者の理解が不十分であった場合には、地域住民に様々な被害が生じ、苦情やトラブルに繋がってしまう。

続いて、スライド9ページは、2ページ目のスライドに赤色で示した、「所有者の判明しない猫問題」の問題点及び市の課題について、今後の対応案を記載した資料となる。

餌やりや糞尿の処理等の問題については、これまで通り、動物愛護管理法第35条に基づく引取りを行いつつ、野良猫への餌やりに関する規定の検討をお

願いしたいと考えている。

地域猫活動で飼育管理されている猫による被害の責任の所在については、

- ・登録制度は廃止
- ・地域で猫を飼育管理する場合の責任を明確化について、

飼い主のいない猫の不妊手術実施事業については、

- ・事業の効果の検証

について検討をお願いしたいと考えている。

これらの対応案については、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例や船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドラインの改正を視野に入れ検討していく。

スライド10ページは、2ページ目のスライドに青色で示した、「所有者の適正飼養」の問題点及び市の課題に対する対応案を記載した資料となる。

多頭飼養については、法第9条において、地方公共団体は、多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせることその他の必要な措置を講ずることができると定められているので、

- ・届出制度の規定

について、

所有者明示の未実施については、

- ・所有者明示の規定

について、

災害対策については、

- ・災害への備えと災害発生時の対応

について、

犬の散歩時の糞尿の処理及び狂犬病予防法に基づく登録と注射については、

- ・適正飼養に関する普及啓発

について、

適正飼養に関する指導については、

- ・動物の飼い主になろうとする者の責務の規定
- ・飼い猫の屋内飼養の規定

について検討をお願いしたいと考えている。

また、これらについても、市条例やガイドラインの改正を視野に入れ検討してまいりたいと考えている。

スライド11ページは、2ページ目のスライドに緑

色で示した、「市の普及啓発」の問題点及び市の課題に対する対応案を記載した資料である。

市民への効果的な周知方法については、現在も、

- ・苦情・相談に対する個別指導
- ・市広報誌への掲載
- ・動物愛護フェスティバルやパネル展示
- ・しつけ方教室
- ・小中学生向け動物愛護指導教室等

で普及啓発を行っておりますが、これらを継続しながらさらに、

・チラシやポスターの配布や市民向け講習会の開催  
・動物取扱業者を介した適正飼養の普及啓発の実施等効果的な周知方法の検討をお願いしたいと考えている。

スライド12ページは、2ページ目のスライドに紫色で示した、「動物愛護指導センターの業務」の問題点及び市の課題に対する対応案を記載した資料となる。

引き取った犬猫の返還、譲渡については、

- ・所有者明示の規定
- ・マイクロチップの普及啓発
- ・譲渡ボランティアとの連携
- ・譲渡方法（場所等）
- ・平時から、飼い主のマナーやしつけに対する意識を向上させる

について、

動物の災害ボランティアの受け入れについては、

- ・災害時の対応について、関係機関と協議について検討をお願いしたいと考えている。

### 〔質疑〕

○駒田委員 スライド9ページの所有者の判明しない猫問題への対応案について、登録制度の廃止ということだが、それは今までこちらの会議で話し合いでされて、廃止した方が良いということになったのか。

○森会長 登録制度自体が目的になってしまっていることがあり、登録をすることによって市民の方にお墨付きがあるというような活動に陥ってしまったことが一つの問題としてあった。

○泉谷委員 登録する場合に、町会長の同意が必要

である。登録制度をする場合に、登録したいという方と、同時に属する町会の会長が承認の印を押さなければならないという制度になっていた。そうすると、各町会自治会の会長は、俺の責任問題になるのではないかということで、なかなか受け手が無い。そのため、そこまで厳しくやる必要があるのだろうかというようなことがあり、それであつたら、せっかく個人で猫対策に対して協力してくれている方がいるのであれば、その方の気持ちを汲んでそちらの方を活かすと、それに対し町会自治会がここまで深く関わらなくてもよろしいのではないかということで、登録制度はしばらく見送った方が良いのではというふうになった。やはり、どうしても町会の会長職になると、皆さんご存知だとは思うが、会員の方の中には動物に対して愛情をもって接することができる方と、それをどうしても嫌だと、受け入れられない嫌悪する方がおられると、それに対し自治会長はどう対応したらよいかという問題が提起されていたので、この辺を少し緩やかにしていただいた方が、対応がしやすいのではということで、こういう形になった。よろしいでしょうか。

○駒田委員 はい。ありがとうございます。たしかに、町会長の判断が必要ということで、「ある地域で猫を見つけた、どうもメス猫らしい、もしかしたらお腹が大きいかもしれない、早く地域猫対策をしたい。」ということで町会長に判断を求めて、「いやこれは私一人では決められない。今度の町会の会議があるから1か月後になったらそこで良いといったら判断してあげる。」と言ったら、でもその間に猫はお腹がどんどん大きくなつて間に合わないという話をあちこちで聞く。たしかにそこのところは難しいと思うが、登録制度を完全に廃止してしまうと、船橋市として猫を管理できないのではないかと思う。地域猫をどこでやっているとか、どこにどれだけいるというのは、やはり行政として把握していた方が良いと思う。とりあえず何かやっていますと言ったら、そこで登録させてしまうとか。というのは、皆さんご存知のとおり、猫の男の子の場合は外から見て分かるが、女の子の場合は外から見て分からないので、さくら猫といって耳カットをしていたりだと

かするように、外から見て分かるようだったらしいが、耳カットも獣医師によってはすごく嫌がる獣医師もいるようだし、切り方によってはくつついてしまって分からなくなってしまったりとか、ということもあるそうです。実際、例えばお腹を獣医師が開いてみたら、不妊手術した後だったということも結構あるので、やはりそのところは誰が把握するかといったら行政しかないと思うので、行政で把握して、この地域ではこの人が活動しているということをやつていった方が良いのではと思う。廃止には私もびっくりしたので、経緯を伺ったら、会長であるとか、もう少し深い話ということで、私も町会長の判断はいらないという話も聞いていたのであれだが。いきなり廃止というのは難しい問題かと思った。

○宮里委員 私もこの件で少し考えがある。地域猫の登録はしていない。というのは、とにかく餌をやるな、禁止、猫嫌いな役員で決定した町会令をもう布いていますので、とても難しいことだが、TNRの活動自体も、自費負担でほとんど平成25年からずっと行ってきた。ただ、嫌いな方も多いので、もうとにかく餌をあげてそこに誘導しないと捕獲ができない状態だが、その辺のご理解が皆さん無い。やるな、やるな、やったのが分かったら、町会を出してくれとすごかつた、うちの町会の場合は。そして、猫を棒でたたき怪我をさせたり、U字溝の蓋を開いて子猫を何匹もそこに放り込んだり、とにかく餌をあげずに餓死状態で、フェレットのようにやせ細った猫たち、顔はねずみ顔、骨に皮が付いている状態、それで、道路に放ってあって、それで近所から苦情が結構出た。それで、猫に詳しい私にということで話が最終的に来て、まず町会にその問題を提起してくださいと言ったが、町会は一切動いてくれなくて、とうとう苦情を持ってきた方に、動物愛護指導センターの電話をお知らせした。それで、センターの職員の方に入っていた経緯もあるが、やはりもう全然不妊手術はしない、餌はあげない、でも隙間からしょっちゅう出ては、どんどんどんどん子猫製造マシーンみたいに増えて、町会では野良猫対策に

お手上げ状態であったが、頼まれれば私もするが、一番困ったのは、町会自体がそういう活動に理解がないもので、餌やり禁止令を盾に皆さんが二分化してしまった。私は、もうずっとそれを活動してきたので、やはり餌をやらないことによって、動物の生態本能的に自分の子孫を作ろうという活動が増えてしまうということは、むしろ野良が増えるということに気が付いて、今度来年の総会でそれを提案しながら撤回してもらう方向にいこうと思っている。やはり、地域猫の申請の話しに戻って話題を絞りたいと思うが、一旦せっかくできた良い地域猫の案を廃止するのはとてももったいないと思う。また、運動している方達は何を言われようが、自分の信念をもって損得にならなくても活動している。私自身も不妊担当をしているが、餌をやる方は餌、どこに新しい猫が来ているねという感じで捕獲をいつやろうかと皆さんで他のメンバーと一緒に話したり、それから里親は専門に探してくださる方にお願いをして、志村動物園にテレビにも放映されるくらい上手に探してくださる方がいる。だから、自分の町会だけでなく、そういうネットワークを主に使いながら今活動している。やはり、地域猫の届出は、私はしなくとも、町会が認めなくとも、できた制度はとつておいてもらいたいと思う。

○森会長 前回の会議のまとめの資料1-2でうたつてあるところです。結論としては、現行登録制度の継続はかなり困難な状況となっている、同意の問題等があるので。新たな制度の構築について検討を願いますという形で今後の課題となっている。この会議で、今後どのようにこういう制度を構築していくら良いのか、制度を作るだけで良いのかどうか、実効が伴わない制度は意味が無いので、その辺を委員の皆様の意見をとりまとめながらやっていきたいと思っている。

○衛生指導課長 地域猫活動の登録だが、登録は要綱によって決められている。登録自体は、今はTNR事業という形で不妊手術を行っているが、以前は、地域猫活動を行う方について不妊手術の助成金を出すために登録をしていただく制度であった。TNR

事業を始めたので、それも町会自治会をはじめ地域の方でという形で、そちらに移行してきたので団体数が減ってきたというのもある。事務局としても、要綱を含めTNR事業に全部一括して移行したいと思っている。その登録制度は廃止したとしても、所内ではまだ意見がまとまっていないが、新たに何もないのか、届出制度を実施しなければいけないのかというようなことを考えていかないといけないと思っている。登録制度を廃止したので、全く市が把握しないということではないので、保留中ということでご理解いただきたい。

○森会長 事務局の説明でよろしいか。

○駒田委員 はい。

○宮里委員 分かりました。

○泉谷委員 課題ということで。

○森会長 動物愛護指導センターの収容業務（参考資料）はどのような資料か。

○動物愛護指導センター所長 これについては、参考資料として今回説明は控えさせていただいたが、センターの業務の内容について記したものである。センターには、逸走犬、負傷動物、所有者の判断しない犬猫、所有者からの引取りという形で犬や猫が入ってきます。その出口として、収容された犬猫を飼い主に戻す返還、ボランティアへの譲渡、一般家庭への譲渡、後はセンターにおいて病死や老衰で死亡してしまうもの、それ以外のところで殺処分ということがありますということを示した図です。譲渡を沢山できる、返還で沢山返す、あるいは殺処分を減らすためには、飼い主がしっかりと適正な飼養をし、猫や犬の繁殖がなければセンターに入ってくる動物も少なくなってきます。入ってくる動物が少なくできれば、殺処分をゼロに近付けることができるのではないかということを説明しようとした図です。

○森会長 今船橋市では、殺処分はあるのか。

○動物愛護指導センター所長 殺処分はある。引取りも法に基づき行っている。

○森会長 殺処分の実数については、事業年報等に出ているか。

○動物愛護指導センター所長 今日は手元に数値を

渡していないが、ホームページや事業年報で収容数、処分数等を掲載している。細かい数字については、ホームページをご覧いただければ見ることができる。

○森会長 委員の先生方も実際はどうなのかという数字が必要になるかと思うので、コピーでもいただければありがたいと思う。

○事務局 はい。

○駒田委員 何度も申し訳ない。初めてなので色々知りたくて質問させていただきたい。当然収容されている猫の中には、子猫も多くいるとは思うが、船橋市ではミルクボランティアはされているか。何名程いるか。

○動物愛護指導センター所長 17名程登録されている。

○駒田委員 実動もそのくらいされているのか。

○動物愛護指導センター所長 はい。

○駒田委員 とてもよかったです。千葉県でそのくらいである。実は、千葉県は少ない。千葉市が20名程いる。ミルクボランティアは本当に必要だと思うので、育成したり、活用されると良いと思った。

○平川委員 今日は資料の説明をいただいて、私どもが理解をしていくのだと思い、私共で議論を深めていく場ではないと思ってきたが、幾つか私の疑問に思う点があり、私共町会長として困っていることも今お話しの中にお出てきたのでお話ししたい。地域猫の話の中で、町会長の同意というのは泉谷委員や委員の中からもあり、難しいということ、また、宮里委員からも、町会の中でどういうトラブルになつたと、というのも私共は身を持って体験しているからお話しするのだが、地域猫の登録制度あるいはTNR事業について、町会長の同意を貰つてこいということになっている。町会長は、私も泉谷委員も長いのでそういう話を理解してやっているのだが、毎年毎年町会長が変わる町会が7～8割である。そういう方に判子を下さいと言つても、責任の所在、町会の中の意志の確認を行うことはできないので、これはまず無理だと思う。そういう意味で、町会長に承諾をいただいていない地域猫活動があつても良いのかなと思う。町会長が印を押して市に届けたことによって、私たちに権利があるのだという地域猫活

動ができては非常に困る。町会長としては、色々な立場の人が自分の会員の中にいらっしゃるので、その辺も考えていかなければいけない。地域への普及啓発ということで、回覧物等、行政から来る分についてこれを回すのは良いのだが、地域の住民から苦情がきて、そういったことを文書にして回覧に回すと、「なんだ、町会長というのは猫が嫌いだからこういう回覧を回すのか。」とひっきりなしに電話がかかってくる。「あんたん家、猫が好きだからやっているのでしょうか。」と。両方から言われる。石川委員も相当数猫がいらっしゃるようだが、私のところも、もう30年以上猫を捕獲して、手術をして、あるいは引き取るということをやってきた。そういった中でなかなか自分の所で譲渡できない。引き取った猫が懐いてくれるかどうか分からない。たいてい懐かない。難しい。また、譲渡先で室内飼いをしてくれないという問題がある。猫を外で飼っているともう渡せない。そういったことで、どんどん猫が増えしていくばかりである。このTNRの制度ができる市のお世話になって、何匹かは手術をさせていただいている。それも、所有者のいない猫である。ところが、町会長をやっていると、どこどこに猫が子供を産んでいったからなんとかしてくれと持つてこられる。これを返すわけにもいかない。昨日生まれたと持つてくるわけなので、そうすると、自分のところでミルクを与えてと、もうそれは飼い猫ですよね。これは、この制度に則って手術してもらうわけにはいかない。そういう意味でも、町会長の苦労というのは私も分かるので、一概に町会長に印鑑を貰ってこいとか、責任を取れというのは厳しいのかと思っている。また、餌やりの方に苦情を申し上げたい。餌をやっているからあなたが飼っているだろうと言いうが、この法律の概念の中で餌をやっている人が飼っている人とは読めない。定期的に決まった場所で餌を与えていた訳だから、場合によっては飼い猫ではないかと思わなくもない。町会の会員の中には、そういうご意見の方が多い。特定の場所に来て、特定の人がそこで餌をやっている訳だから、「それはあなたが飼っているのでしょ。誰々さんが飼っているから、注

意してよ。」と町会長のところへ来る。この辺の餌やりという概念、それから所有者のいない、あるいは所有者の不明な猫という概念には、町会としては非常に微妙なところがある。それを明確化することが良いのか、悪いのか、これはまた別の問題があるので、そういう問題についても皆様のご意見をお聞きしたいと思う。また、マイクロチップについて、室内飼いにしなさいと言って、マイクロチップ付けなさいというのは、矛盾しているのではないかと私は思っている。室内飼いしている猫にはマイクロチップはいらないですよね。

○駒田委員　いや、そんなことはないですね。

○平川委員　逃げちゃうから。

○駒田委員　逃げちゃったり。

○森会長　災害時や逸走したときにあれば助かりますので。

○平川委員　そうですね。

○駒田委員　両方ですね。飼い主さんの電話番号等の書いてある迷子札とマイクロチップ両方を装着することが今は理想的と言われている。猫は狭いところに入るので、首輪が引っかかると閉まってしまい、窒息死してしまう場合もあるので、首輪が簡単に取れるようになっている。

○平川委員　知っている。猫はすぐ首輪を無くすので。

○駒田委員　そうすると、そこに迷子札が付いていると迷子札は無くなってしまう。そうした時に、本当に飼い主がいるかどうか分からないので、マイクロチップが最後の砦になり、入っていました、所有者の名前が登録されていましたとなる。でもそこまでして可愛がっている方は、マイクロチップを読み取る前に、「家の猫いなくなつたけど、いませんか。」とあちこち探すので、それがあったから飼い主がみつかったということは実は少ないようです。ただやはり最後の砦なので入れておいた方が良いと思う。

○平川委員　捕獲して、獣医に連れて行って、マイクロチップを読み取ってもらわないと分からぬということですね。

○中村副会長　機械が全部の施設に無いと役にはた

たないというのもある。

○駒田委員 獣医師会に入っているところは皆持っていますよね。

○中村副会長 はい。

○駒田委員 リーダーも実はそんなに高くないですよね。

○森会長 安いです。

○駒田委員 前は高かったが、最近は割と安いリーダーもあるので、必要があるのであれば、例えば町会で買う、安い物で6,000円程ですかね。

○森会長 これから議論になると思うが。

○泉谷委員 今後の対策ということで。

○駒田委員 ただそれを一般の人が読み取ってしまっては困るので、番号は分かるけれど、そこから先のこの番号を持っている人がどこの誰なのかというのは、いくつかあるが、大きいところでA I P O (アイポ) というところがあって、A I P O (アイポ) に照会しないと分からぬようになっているので、町会で持っていても番号しか分からないというのは一つある。ただ、入っているか入っていないかは分かる。

○森会長 町会にどれだけ負担をかけるか、町会の仕事はこれだけではないので、できるかという問題もあるので、そこは今後の議論として、事務局からもアイディアを出していただいたりするか。

先程、T N Rの団体についてだが、前回、前々回の会議で数がかなり減ってきてているということであったが、すべてのT N Rをやっている団体の把握というのは行政上できるのか。

○衛生指導課長 地域猫活動か。

○森会長 地域猫活動ですね。全てできるのかどうかと。地域猫活動の登録が減ってきてるのは、前々回の資料で見える。

○平川委員 要するにハードルが厳しいので、地域猫活動の登録はできないけれども、皆さん自分達でT N Rをやっている方は増えていると思う。

○森会長 それが行政で数の把握が可能であれば、この会としても意見の出しようがでてくるかと思うが。

○平川委員 一つ毎年200頭位の猫を手術してい

ただいている訳ですから、それはそれぞれ市に登録をして、市のお金でやっている訳だから、その団体の把握はできていますよね。ただそれは、公表できるかどうか、あるいはそれがT N Rと言えるかどうかというのは別だけれども。その団体の数が分かっているはずですよね。

○動物愛護指導センター所長 T N Rと地域猫活動の違いは先程スライドでも説明したが、船橋市では、町会自治会長、地域猫活動団体、その他市長が認める者から申請で、200匹位の申請数と仰いましたが、申請数も手術数も増えている。その申請された団体や町会については、こちらで把握はある。その後の、地域猫活動として、T N Rした後の活動についてはこちらでは把握しているところではない。今までの地域猫活動の登録団体数は減っている。一番多かった時が平成26年、27年46団体把握しているが、その後地域の同意等、ハードルが上がってしまった部分があり、今は10団体となっている。

○中村副会長 地域猫というか、耳カットした猫の総数は、身も蓋もない言い方をすると、管理はできないと思う。なぜなら、登録団体もそうだが、私は普段開業しているが、個人的に持つてこられる方が多い。各病院にそういう、個人的に自分でお金を出して、捕獲してという方がまず多い。また、船橋でもボランティアは沢山いるので、値段によって市川の先生に行ってみたりとか、東京に行ってみたりとか、手術を受けた猫の総数というのは多分把握はできないのではないかと思う。それを行政で管理というのは、本当の数というのはなかなかつかめないと思うので、把握しきれないと思う。

○衛生指導課長 付け加えになるが、飼い主のいない猫の不妊手術事業は平成28年度から始めているが、その事業の効果の検証というような形で、今年度から手術を終えて元の所に戻ると思うが、半年後に猫自体が減ったかどうか等、こちらから報告していただくような形になっている。まだ今年については、手術をして半年経っていないところが多いという形で、それがどうなったかという検証までは行えていないが。本年度から検証をするようにしたということを付け加えさせていただく。

○森会長 ありがとうございます。

○駒田委員 先程、平川委員から餌を決まった所であげているのだから、それは飼い主だろうと仰っていたが、今日は弁護士の先生がお休みなので分からぬが、私が知っている限りでは、それは所有者と認められるはずです。前、吉祥寺で将棋の加藤一二三さんが、近所で猫にご飯をあげていて、近所から苦情が出て、でも飼っている訳じゃないからという話をしていたが、結局彼は裁判で負けている。他にも裁判で負けているというか、餌をあげていた人があなたに責任がありますよと言われているケースがあるので、そういう意味でいけば、所有者、飼っているというと違う気がするが、所有者というふうにはなるはずです。なので、我々もそうだが、何かを言う時に、まず法律をかざしてしまうとシャットアウトされることがすごく多いので、ただ我々の中ではそういうものだというふうに理解はしていた方が良いと思う。あと、猫は慣れないと仰っていたが、慣れます。猫はちゃんと慣れるので、時間はかかる。やり方もあるが、慣れないということはあまりないので、そこは気長に見て欲しいと思う。先生、慣れますがね。

○中村副会長 すみません、私は個人的に、今すごく理想的な猫ばっかりに合ってきたのだなという。今色々な猫が頭に浮かんでぼうっとしてしまいましたけど。あ、慣れるんだと、私は目から鱗だったので、今度その方法を教えていただきたい。

○駒田委員 ここの委員の中にはいらっしゃらないと思うが、皆さん地域猫をやってらっしゃる方、TNRをやってらっしゃる方、新しい飼い主を探される方、皆さんただ猫が好きで色々とやっているだらうと思われるが、結構作業分担がされている。得意分野が色々違う訳です。捕獲がすごく得意な方だったりとか、新しい飼い主を探すのが得意だったりとか、色々ある。実は、8年前ですか、船橋市の猫のガイドラインを作る時に、地域猫活動をやってらっしゃる方がいて、地域猫をやるのだったら、新しい飼い主を探すことを義務にしろと言ったら、本当にその委員の方が泣きながら、「もうとにかく皆一日、

毎日毎日のことでいっぱいいるんだ。探すことまでできない。探すのは、探す専門家にやって欲しい。」と言ったが、「いや、餌をやっているだけじゃ無責任じゃないか。」と言ってかなりそのところは揉めた。では、義務ではなく、努力目標にしようと言うことでその時落ち着いてしまったが、結局それを言ったことで、地域猫をやっている方が、「努力目標だから努力しなさい。新しい飼い主を探しなさい。」と言われて、結局は首がしまっているという話を聞いた。新しい飼い主を探している方も色々いるので、一つの目標としては、今日販売されている方がいないので言ってしまうが、船橋市から、お店から買わずに、地域猫とか、そういう所から猫をもらうようにしたらどうかと、そういうのを目標にしたからどうかと。もちろんそういうふうには言えないですよ、お店も沢山ある訳ですし。ただ、私の友達でも猫を買ったと言うから、何で買ったのと言ったら、そういう譲渡をやっていると知らなかつたと言う人が周りにいっぱいいる。だからやっぱりそこのところを、猫は地元の猫をというように方向をもっていけると良いと思う。ちなみに市川市では、去年から1年にまだ1回しかやってないが、ついこの間2回目をやったが、ボランティアの猫を集めて、会場は市川市の、今仮庁舎なのでプレハブみたいな物があるが、そのプレハブの一角を使って、ケージを持ってきてもらい、猫の譲渡会を行った。やはり広報に載せたり等、市がやっているというと、結構人も集まって、去年は十何頭新しい飼い主さんが決まった。この中で、30分位猫はこういうものというセミナーを受けていただく。我々が強調したかったのは、猫はやはりしばらくは慣れないけど慣れるまでちょっと様子を見て、10日我慢してみてということを言った。でも10日ご飯をあげたりとか、お世話をあげれば、ずるい考えだが、10日で慣れる子も沢山いる。特に子猫なんかは10日もかからないと思う。成猫でも、例えば10日位やってみると、ちょっとやっぱり猫の方も変わってきますし、10日頑張ったからもうちょっとやってみようというふうに思えれば、自分の家の子にさせるというのは、そんな

に難しくは無いはずである。そういうセミナーをしているにも関わらず、3日で慣れなかったからと返してきた人もいる。でもそれはやはりボランティアの中でもう次に欲しいといつてもあげないねという話はしているんですけども。ただやはりそういうことも、船橋市としても検討していただきても良いかと思った。

○森会長 色々事例を挙げていただいて、共通点として、今後どうこの会議の中で確認していくか検討していきたいと思いますのでよろしくお願ひします。その他に何かござりますか。

○平川委員 この中にもあったが、手術をすることをお願いしている猫と、捕獲する猫が違うことが非常に多い。

○宮里委員 そうなんです。どれが入るか分からぬ。

○平川委員 捕まえてほしいといわれて、捕まえた猫はいる。でも、その猫じゃない猫が捕獲器に入ってしまう。それをどうするかというのが、非常に難しい。それを、自分の責任で手術しなければいけない。お医者さんは、人によると思うが、何曜日じゃないと手術しないとか、事前に予約しないと手術できないとかいうふうな制約があるので、捕まえる日も難しいし、果たして捕獲した猫がTNRの対象になるかというとそれも難しい。私も年中捕獲器、今でも2台入っていますけど、要するに、やる日のタイミングが非常に難しくて、他の猫を捕獲してしまったらどうなるのだというが、このTNR事業の私は一つの課題だと思っている。そういうことを含めて、今日議論していただくということではなく、今後の会の中でその辺もお願いしたいと言うふうに思っている。

○森会長 ありがとうございます。確かに今、手術する先生によっては手術室が空いてない、または、私の知っている獣医、中村先生のところは分かりませんが、手術室を野良猫には使わせないという先生もいらっしゃる。感染症の問題もあるので。

○平川委員 そうですよ。

○駒田委員 実際自分の家の猫がその病院に行って、野良猫の手術をしていたと言わされたらやっぱり

ちょっと心配にはなりますよね。

○森会長 徹底した消毒さえすれば中村先生大丈夫ですね。

○中村副会長 非常に耳が痛くて言葉を失ってしまうが、リスク的にはもちろん、伝染病のリスクもありますし、私なんか小さい病院なので、先日も捕獲器でご近所の方が連れてきたので、まずは絶食をしないと手術ができないので、絶食の間猫を預かって、手術をして、また返すまでうちにいたのですが、もうぴょんぴょんぴょんぴょんノミがいるわけですよね。動物病院もかなりのリスクを負って協力をしている。恐らく、どの病院の先生も、頼まれたら、患者さんがそういう猫を連れて来たら断るところは無いと思う。手術をすぐにできないというのは、医学的な問題でそれは了承していただいて、入院して、絶食してという手順を追っていくので。かなり獣医も危険を冒して、そういう活動をする人はすると思う。変な話、そういう風に連れてこられた猫に正規の料金を請求するかというと、全員では無いと思いますけど皆さん、ワクチンはうちで持ちますよとか、私の友達の先生も皆そう言っていますので、たまたま皆さんの活動にひっかかるかも知れないけど、開業の獣医もかなりのリスクと決意と経済的なサービスというと変ですが、そういうものをちゃんと各病院でおそらく枝葉の部分は、地域猫等に協力していると思う。本当に、飼い猫でない猫を動物病院に入れるというのはかなりしんどい状況なので。なかなか団体さんとはそういう話はしないので。

○駒田委員 でも、中村先生みたいに、一日絶食させるという猫のことを考えた良心的な先生も少ない。

○中村副会長 いや、それで死んでしまったら結局責任は獣医になりますから。

○駒田委員 いや、結構それで野良猫だからしがない、やってあげているのだからっていう先生もいっぱい聞きますし。以前、獣医師会館の一階をそういう場所にできたら良いねという話で改築をしたのですよね。

○森会長 ただ、あそこの手術室は家畜の手術をするためのものだという話を聞いたことがあるのですが。

○駒田委員 いや、最初は猫のそういう場所があつたらありがたいかと言われたので、とってもありがたいですという話をして。

○森会長 県の機関では、東葛支所で獣医に頼んで手術室を提供してやっていますよね。船橋市もそうですかね。手術室を提供するという形で避妊、去勢をやっていると思います。ただ、どうしてもキャバシティの問題があるので。何年もかかると、結局、元の木阿弥になってしまいというのがあって難しいかと思うのですけど。

最後の議題になりますが、様々な意見を出していただいて次回からの色々な論議の中で細かく詰めていくところ、現状について出てくるかと思います。行政がどのように取り組むかということについてもまた再検討が必要なことがあるかと思いますので色々ご意見を今日いただいたので次回にまた回しながら進めていきたいと思います。

## 5. 次回の会議について

### ・船橋市の動物愛護管理をめぐる主な課題検討スケジュール（予定）

#### [説明]

○動物愛護指導センター所長 資料4をご覧ください。本日、平成30年12月5日は第6回ということで、委員の先生も新しくなられ、5回までの会議の概要、意見とりまとめ等、今後の検討課題について示させていただいた。次回の会議は、皆様方に事前にご連絡させていただき、平成31年3月15日午後2時から保健福祉センター3階健康診査室で第7回の会議を開催させていただきたいと考えている。その時は、南川委員のご都合もよろしいと聞いている。

○森会長 では、3月15日午後2時から、場所は、保健福祉センター3階健康診査室とすることですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○森会長 では、そのように決定する。

#### [説明]

○動物愛護指導センター所長 第7回の会議について、今ご承認いただいたが、平成31年度4月以降に動物愛護管理対策会議を3回程開催させていただければと考えている。

○森会長 皆様の意見について、12月25日までに、ファックスまたは郵送で事務局へ提出してください。他に何か総括的な意見、質問があれば最後にお伺いしたい。

○宮里委員 手術をしてくださる協力病院を増やすことはできないか。私は車が無く、近くが抽選で当たるとは限らないので、できれば増設していただくわけにはいかないか。

○森会長 協力病院については、どういう位置づけとなっているのかというのも含めて、市が関与できるのかどうか、そこも含めて考えていかなくてはいけないと思う。獣医師会のご厚意で行っているのか、獣医師についても必ず獣医師会に加入していらっしゃる方とは限らないと思う。開業獣医師にも色々あるので。制度的な物として、協力病院の制度ができるのかどうかも含めて、事務局の方のご検討いただきたい。

○衛生指導課長 今現在は、獣医師会と委託契約をして、獣医師会に加入する病院の先生方にお願いするという形です。こちらも予算等あるが、今年に関しては申し込み頭数も多く、お金をやりくりしながら行っている。今後は、例えば獣医師会に入っていない病院にお願いするという形になると、おそらく、市内の全部の動物病院に聞いて、やっていただけるところは個別に委託しなくてはいけないとか、そういうふうな形になってきます。今年については申し込み頭数が多かったので、申し込み頭数が少なかつた場合等どうしたらよいのかというのを今後検討しないといけないと考えている。今ここではつきり申し上げることはできない。

○駒田委員 今の意見の解決策の一つとして、運用は色々難しいかもしれないが、運搬ボランティアを

増やすことが良いと思う。例えば、自転車で運ぶ途中でキャリーバックを落としてしまって逃げてしまってということもあるという話を聞くので、車を持っている方が運搬ボランティアをしてくださると一番良いと思う。

○動物愛護指導センター主任技師　運搬ボランティアのご意見をいただいたが、TNR事業の制度を使っていただくにあたって、町会自治会では取り組みたく運搬をする車は出せるが、ノミがすごく心配で、ノミがびょんびょん飛んでいるのを良いよと言ってくれる人がなかなかいないがどのようにしたら良いかと相談をいただく。石川委員等はどうにして運んでいるか。

○石川委員　運が良いことに、運んでくださる方が、猫が好きな方や飼っている方なので、特にノミダニの問題は。もしその場で、そんなに暴れないという猫は、あまりないが、ノミが確実にいて暴れないということであれば、上からフロントラインを付け運ぶ。すぐには効かないが、対策としてすることがある。そうでない限りは、ペットシーツを敷いて、少し囲ったりして、虫が車の中に蔓延しないようにして運んでいる。皆、ノミダニを気にしないで、とりあえず運んでいる。というふうにやってしまっているので、言われてみたらというところもちょっと今ある。

○平川委員　バスタオルをかけてそのまま運んでしまう。

○石川委員　今のところ運が良いので、そんなに飛んでいるところは見たことがない。

○宮里委員　今は治っていますが、すごい。飼っている家の猫まで感染して、2回目の駆虫剤をするが、1回では取りきれないと先生が言う。自分にうつったのが、飼い猫にまでうつってしまって本当に大変でした。皮膚科にかかり、大変な思いをした。一応、キャリーバックをくるむのだが、捕獲の段階でやはり感染する。非常に大変な思いをした。

○泉谷委員　気にしないのもあれだが、気にし始めると複雑で、非常に微妙なところですね。

○石川委員　余談だが、今回TNRを利用させてもらって私たちも初めてやったが、市のお金でさせて

いただいているので、毎回捕った猫を資料にして写真を撮って、この猫がいますよと。うちは神社という場所でTNRをしているので、所在確認ではないが、そういうことができているので、この後数がどうなっているかというのをご報告しやすいと思う。他の方で、こういうものはやっているのか。申請しつ放しみたいになっているのか。

○動物愛護指導センター所長　猫を捕まえて、放すところの写真を撮って、生息数等を把握して、写真に収めている町会もある。

○森会長　私も県でお手伝いしたことがあるが、必ず猫の写真とその結果をつけることになっている。ただ、猫が入れ替わってしまった等があるので、その辺の難しいところもあるかと思うが。TNRにしても地域猫にしても、やるからにはちゃんと記録と責任をもってやっていただくことが大前提となると思う。

まだ細かいことについて、個々の事例について検討することが出てくるかと思うので、それについては、市でまとめていただいた議案に基づいて議論を重ねていきたいと思います。

---

○森会長　以上で、第6回動物愛護管理対策会議を閉会する。

15時45分閉会

[閉会後]

○衛生指導課長　森会長ありがとうございました。また、委員の皆様には、円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

本日の議事録については、調整でき次第、委員の皆様に送付させていただくので、内容のご確認をお願いしたい。

本日は、ありがとうございました。

---

[出席委員]

森会長

中村副会長

泉谷委員

平川委員

駒田委員

石川委員

宮里委員

[欠席委員]

南川委員

[関係職員]

筒井保健所長

小出保健所理事

松野保健所次長

由良衛生指導課長

度会衛生指導課長補佐

鈴木動物愛護指導センター所長

千葉動物愛護指導センター主任技師

小林動物愛護指導センター主任技師

[傍聴者]

1名